

青森県報

号外第三十七号

平成二十六年
四月三十日
(水曜日)

目 次

公 告

河川整備計画の変更の公表……………(河川砂防課)…一

公 告

河川整備計画の変更の公表

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定により定められた一級河川岩木川水系に関する河川整備計画を次のとおり変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により公表する。

平成二十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系河川整備計画

(指定区間：弘前圏域)

平成26年 3月

青 森 県

岩木川水系河川整備計画 (指定区間：弘前圏域) の第2回変更について

「岩木川水系河川整備計画 (指定区間：弘前圏域)」は、河川法の三つの目的である

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成17年5月に策定された「岩木川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の2に基づき、当面実施する河川工事業の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画であり、当初計画は平成19年12月に策定されました。

また、平成22年10月に第1回の変更を行い、第2章「流域及び河川の概要」における文化財等のデータ更新及び第5章「河川整備の実施に関する事項」に、新たな実施事項を追加しました。

今回の変更は、大和沢ダム建設事業の中止を受け、同ダムに関係する箇所の見直しと、水質測定データ等の追加・更新等の変更を行うものです。

■変更 (追加) 箇所

- 2. 流域及び河川の概要
 - 2.2 自然環境及び社会環境
 - 2.2.3 歴史・文化財など
- 3. 圏域の現状と課題
 - 3.2 利水の現状と課題
 - 3.2.2 水利用の課題
 - 3.3 河川環境の現状と課題
 - 3.3.2 水質
- 4. 河川整備計画の目標に関する事項
 - 4.1 洪水による災害の防止又は軽減に関する事項
 - 4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
- 5. 河川整備の実施に関する事項
 - 5.1 河川工事業の目的・種類及び施工の場所
 - 並びに当該河川工事業の施工により設置される河川管理施設の概要
 - 5.1.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項
 - (4)大和沢川
 - 5.2 河川の維持の目的及び種類
 - 5.2.3 危機管理体制の整備・強化
 - (1)洪水時の対応

岩木川水系河川整備計画 (指定区間：弘前圏域) 目次

1. 計画の基本的な考え方	1
2. 流域及び河川の概要	6
2.1 流域及び河川の概要	6
2.2 自然環境及び社会環境	7
2.2.1 自然環境	7
2.2.2 社会環境	10
2.2.3 歴史・文化財など	12
3. 圏域の現状と課題	15
3.1 治水の現状と課題	15
3.1.1 主な洪水被害	15
3.1.2 治水の現状と課題	15
3.2 利水の現状と課題	17
3.2.1 水利用の現状	17
3.2.2 水利用の課題	17
3.3 河川環境の現状と課題	18
3.3.1 自然環境	18
3.3.2 水 質	19
3.3.3 景 観	22
3.3.4 河川利用、地域との連携	23
4. 河川整備計画の目標に関する事項	25
4.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項	25
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	26
4.3 河川環境の整備と保全に関する事項	27
5. 河川整備の実施に関する事項	28
5.1 河川工事業の目的・種類及び施工の場所	28
並びに当該河川工事業の施工により設置される河川管理施設の概要	28
5.1.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項	32
5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項	35
5.2 河川の維持の目的及び種類	35
5.2.1 河川の維持の基本となるべき事項	35
5.2.2 河川の維持の目的、種類	35
5.2.3 危機管理体制の整備・強化	36
6. 住民参加と地域との連携による川づくり	37
6.1 地域との連携による川づくりの考え方	37
6.2 地域の参加と協働を実施する内容	40
6.3 地域との連携と参加を促進する取り組み	42

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の趣旨

「岩木川水系河川整備計画（指定区間：弘前圏域）」は、河川法の三つの目的である

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成17年5月に策定された「岩木川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

本計画は、岩木川水系における各河川の特徴を踏まえ、安全で安心でき、うるおいのある美しい川づくりと、流域の風土・文化等を活かした河川整備を目的としています。

(2) 計画の基本理念

岩木川は、青森県西部の日本海側に位置し、青森・秋田県境の臼神山地の雁森岳（標高987m）にその源を發し、弘前市付近で流れを北に変え、平川、十川、田十川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ、幹線流路延長102km、流域面積2,540km²の一級河川です。

この岩木川水系を地域特性から2圏域に区分し、岩木川水系の上流部にあたる本弘前圏域は、弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、西目屋村、田舎館村の3市1町2村からなり、岩木川とその支川である平川、浅瀬石川等が流下しています。

弘前圏域の治水対策は、昭和21年に平川において県事業として本格的な治水事業に着手しました。以来60有余年が経過し、この間継続して洪水被害の軽減を目的とした河川整備を推進してきましたが、未だ整備途上にあるため、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生したときは甚大な洪水被害が生じるおそれがあります。また、県管理区間には集中豪雨の影響を受けやすい中小河川が多いことから、流域における遊水機能の保全を図り、洪水が発生した場合の浸水被害を軽減する必要があります。

維持管理の面では、洪水時における危機管理への対応、住民ニーズの多様な変化など河川の維持管理を取り巻く状況も変化していることから、河川の特性に応じたより効果的な維持管理の推進が求められています。

環境面では、河道内にはヨシ群落やヤナギなどの河畔林が多く残っており、多様な動植物の生息・生育が確認されるなど、豊かな自然に恵まれた環境となっています。

そのため、流域の豊かな自然環境、多様な生態系を守っていくとともに、岩木川水系の良好な河川環境や河川景観の保全・創出に配慮した河川整備が望まれます。

なお、青森県では平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しており、森・川・海を農林水産業等の生産活動や地域文化を形成する基盤として位置づけ、県民の参加の下にこれを一体的に保全、創造することとしています。

また、人と河川とのかわわり、ふれあいの場を適切に整備・保全していくことや、河川愛護団体等流域の様々な団体間のパートナーシップを構築することなど、河川を軸とした参加と連携による地域づくりの推進が求められています。

これら岩木川を取り巻く現状を踏まえ、以下の3つの基本理念を整備計画の柱として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境のバランスの取れた施策を展開します。

◆安全・安心の川づくり

過去の水害や過水の歴史を踏まえ、人々が安全に生活し、安心して水の利用ができる川づくりを目指します。また、各河川の特徴を踏まえた継続的・効果的な河川の維持管理に努めます。



昭和50年8月洪水（土淵川）

◆豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ川づくり

各河川の特つ豊かな自然環境や美しい河川景観を保全・創出し、風土に培われた文化とともに、次の世代に引き継ぐことの出来る川づくりを目指します。また、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、県民の参加の下にふるさとの森と川と海を一体的に保全、創造することとします。



（土淵川）

◆住民参加と地域連携による川づくり

地域住民に河川や自然に対する理解を深めていただき、地域が一体となって川のあり方を考える川づくりを目指します。また、地域住民にとって最も身近な地方公共団体である市町村と、県が積極的に連携することにより、地域住民の様々な意見を把握し、魅力ある河川が保たれるように努めます。



水生生物調査（大和河川）

(3) 計画対象区間

本計画の対象区間は、岩木川水系弘前圏域のうち青森県知事が管理する区間とします。
(河川的位置は5ページを参照)

整備計画対象区間 (1/2)

河川名	区 域	指定区間延長(km)
岩木川	上岩木橋～指定区間上流端	38.01 ^(※)
棚内川	岩木川合流点～指定区間上流端	3.00
相馬川	岩木川合流点～指定区間上流端	9.90
作沢川	相馬川合流点～指定区間上流端	10.70
鳴ヶ沢川	相馬川合流点～指定区間上流端	1.80
蔵助沢川	岩木川合流点～指定区間上流端	5.00
大秋川	岩木川合流点～指定区間上流端	15.00
平沢川	岩木川合流点～指定区間上流端	2.00
湯ノ沢川	指定区間下流端～指定区間上流端	7.20
浅瀬石川	朝日橋～指定区間上流端	34.85
中野川	浅瀬石川合流点～指定区間上流端	4.80
三庄内川	浅瀬石川合流点～指定区間上流端	5.05
青荷川	浅瀬石川合流点～指定区間上流端	5.10
小国川	浅瀬石川合流点～指定区間上流端	5.20
切明川	浅瀬石川合流点～指定区間上流端	3.10
平 川	JR奥羽本線～指定区間上流端	30.96
新土淵川	岩木川合流点～土淵川分派点	3.15
加藤川	平川合流点～指定区間上流端	3.10
土淵川	平川合流点～指定区間上流端	14.01
寺沢川	土淵川合流点～指定区間上流端	4.70
童子森川	寺沢川合流点～指定区間上流端	0.40
清水川	寺沢川合流点～指定区間上流端	0.15
腰巻川	平川合流点～指定区間上流端	4.15
境園川	腰巻川合流点～指定区間上流端	0.65
高崎川	腰巻川合流点～指定区間上流端	0.46
万助川	腰巻川合流点～指定区間上流端	1.57
引磨川	平川合流点～指定区間上流端	8.60
六羽川	引磨川合流点～指定区間上流端	5.40
枇杷田川	六羽川合流点～指定区間上流端	4.50
浅井川	引磨川合流点～指定区間上流端	4.10
広船川	浅井川合流点～指定区間上流端	3.80
大和沢川	平川合流点～指定区間上流端	7.85
前 川	平川合流点～指定区間上流端	2.00

整備計画対象区間 (2/2)

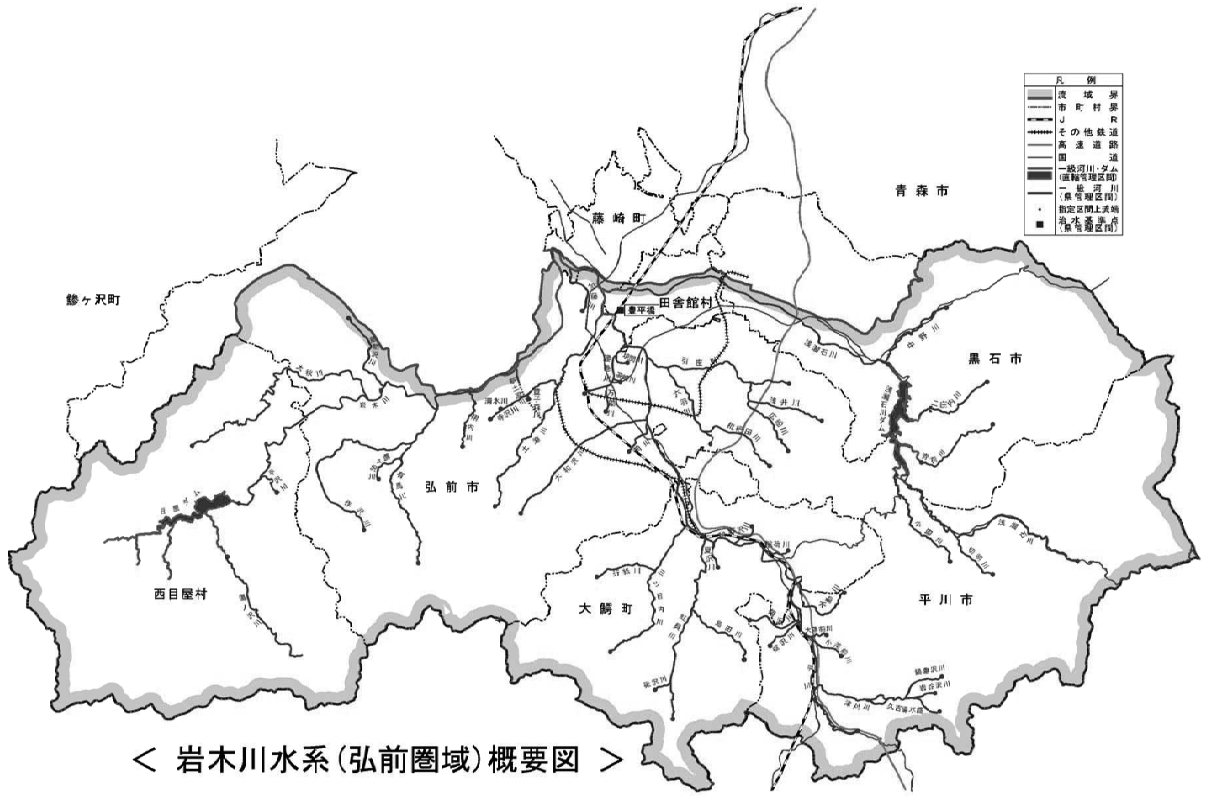
河川名	区 域	指定区間延長(km)
(平川支川)		
三ツ目内川	平川合流点～指定区間上流端	8.46
折紙川	三ツ目内川合流点～指定区間上流端	3.50
虹貝川	平川合流点～指定区間上流端	10.60
島田川	虹貝川合流点～指定区間上流端	4.60
砥沢川	虹貝川合流点～指定区間上流端	1.00
夏沢川	平川合流点～指定区間上流端	1.50
鱒野沢川	平川合流点～指定区間上流端	1.60
楢荷川	平川合流点～指定区間上流端	1.50
不動川	平川合流点～指定区間上流端	4.50
相沢川	平川合流点～指定区間上流端	3.00
碓沢川	相沢川合流点～指定区間上流端	2.00
大落前川	平川合流点～指定区間上流端	1.00
小落前川	平川合流点～指定区間上流端	2.00
津刈川	平川合流点～指定区間上流端	7.00
鯛倉沢川	津刈川合流点～指定区間上流端	2.30
岩谷沢川	津刈川合流点～指定区間上流端	1.00
砂子沢	津刈川合流点～指定区間上流端	0.90
久吉導水路	津刈川合流点～指定区間上流端	0.80
遠部沢	平川合流点～指定区間上流端	3.10

※津軽ダム完成後、津軽ダムから晴門川合流点までの区間が、直轄管理区間となる。

(4) 計画対象期間

本計画は、岩木川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年間とします。

なお、本計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河川状況に基づいて策定されたものです。そのため、策定後も、河川の整備状況・地域の社会状況・自然状況等の変化や新たな知見、技術の進歩等に伴い、必要に応じて適宜見直します。



2. 流域及び河川の概要

2.1 流域及び河川の概要

岩木川は、青森県西部の日本海側に位置し、その源を青森・秋田県境に位置する白神山地の雁森岳(標高987m)に発し、弘前市付近で流れを北に変え、平川、十川、旧十川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ、幹川流路延長102km、流域面積2,540km²の一級河川です。

その流域は、弘前市、五所川原市、黒石市をはじめとする6市5町2村からなり、流域の土地利用は、山地等が約72%、水田や畑地等の農地が約26%、宅地等の市街地が約2%となっています。流域内には青森県の日本海側に位置する津軽平野の拠点都市である弘前市を擁し、この地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。

この岩木川水系を地域特性から2圏域に区分し、本弘前圏域は、岩木川水系の上流部にあたり、弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、西目屋村、田舎館村の3市1町2村からなり、岩木川とその支川である平川、浅瀬石川等が流下しています。

岩木川の支川の平川は、青森県西部の津軽平野の南端に位置し、その源流は奥羽山脈の平川市(旧：碓ヶ沢村)にあり、途中上流の山間部において、津和川、虹貝川、三ツ目内川等の支川を合流し、下流部の平野部では大和沢川、引座川、腰巻川等の支川を合流し、岩木川に注ぎます。その指定延長は36.8km、流域面積は827.2km²です。

平川流域は、上流部の平川市に遼部・久吉ダムが、大鰐町に早瀬野ダムがあり、治水や利水面で重要な役割を担っています。また、沿川状況としては、大鰐町で山間市街地を流下し、下流部の御幸橋下流において扇状地の様相を呈し、沿川はりんど畑や水田等のどかな耕作地を流下しています。流域内の関連市町は上流から平川市、大鰐町、弘前市により構成され、弘前市や大鰐温泉など観光地としても有名です。

川幅は、上流部は30～100m程度、下流部で200～300mで、河床勾配は上流1/100～1/300、下流部は1/200～1/400程度です。

2.2 自然環境及び社会環境

2.2.1 自然環境

(1) 地形・地質

弘前圏域の下流域は津軽平野の南端に位置し、その地形は、扇状地性の低地が形成され、これを囲むように台地から丘陵地、山地が続いています。

北西部には津軽富士と呼ばれる岩木山（標高1,625m）があり、日本海より吹きつける冬の季節風をさえぎる地形となっています。東側は傾斜が緩やかな奥羽山脈が連なり、この山地に平川や浅瀬石川の源流があります。

圏域の地質は、山地部では概ね新第三紀層で構成され、丘陵地は洪積層段丘堆積物で覆われ、平地は河川の堆積物及び砂礫粘土からなっています。

(2) 気 候

岩木川流域の気候は、温帯冷涼型気候に属し、暑くて短い夏と低温で長い冬、希薄な梅雨型天候が特徴です。

流域の平均年間降水量は山地部で約1,600mm、平野部で約1,200mmとなっています。

弘前市付近の年平均気温は11℃近くと緯度の割に比較的高くなっています。これは対馬（つしま）暖流の影響をうけることと、冬期の日本海から吹き付ける寒風が岩木山にさえぎられ、また初夏のオホーツク海高気圧から吹き出してくる寒冷な偏東風（通称「ヤマセ」）という）が津軽山地で遮られるためです。しかし、ヤマセが長く続くと、五所川原以北では夏季の気温が上がらず、冷害を起こすことがあります。

積雪は秋田県境の岩木川上流山地及び浅瀬石川上流山地に多く、最深積雪が2m前後の多雪地帯ですが、岩木山東部部の弘前市、黒石市地区の平地は比較的少雪です。

(3) 自然環境

弘前圏域の平地部は、弘前市街地を中心に水田が広がり、川や水路のまわりにはヨシ、ススキ、ヨモギが生え、河川敷に群生しています。これに続く緩やかな丘陵地では、果樹園（りんご）として利用されています。傾斜がやや急な山間部は、針葉樹林が比較的広く分布し、ミズナラーフナケラス域代償植生のフナミズナラ林、ミズナラーカシワーコナラ林なども斑状に分布しています。また、溪流沿いでは、ミズナラーフナケラス域自然植生のサワグルミ林が帯状に分布しています。

平川上流部の麓ヶ岡・大鱈地区は、スギ及びヒノの針葉樹林が大部分を占めています。特に、秋田地方のスギ天然林地帯と接続しているのが大きな特徴です。

麓ヶ岡西部地帯にはスギの天然林が広く分布し、東部地方にはスギ・ヒメコマツ混交林やヒメコマツの天然林が大部分見られます。標高200m～300mにはスギの天然林、標高400m以上の中腹や峰頂にはヒノの天然林が形成されており、ネズコ・ヒメコマツは標高400m前後に生育しています。

また、スギの天然林分布の北限として、東虹貝川上流のスギ・ヒノの混生林や西麓ヶ岡山のスギ林が有名です。



＜フナ林＞

出典：西目屋村資料



＜岩木山とリンゴ園＞

出典：青森県資料

ほ乳類は、コウモリ類の他、ノウサギ、ニホンリス、ホンドタスキ、ホンドテンなど約20種が確認されています。

鳥類は、関連市町村で確認された種は約200種に達し、弘前市では水鳥の組成比率が多くなっています。貴重種類として、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、カワセミ、ヤマセミ、ノゾコなどが確認されています。

両生類では、貴重種として、山地溪流部を中心にモリアオガエル、クロサンショウウオが確認されています。その他の貴重種としてカジカガエル、トウホクサンショウウオ等が確認されています。

は虫類は、カナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシなどが確認されています。

昆虫類としては、圏域内において約30種の貴重種が確認されています。この中にはオムラサキ、チョウトンボ、ゲンジボタルなどがあります。

魚類は、コイ、フナ、モツゴ等をはじめ、比較的流水を好むアユ、ウグイ、砂地を好むカマツカ、岩の間隙を住みかとするナマズなど、魚類の性質に適した環境の中でその多様さを反映し、豊かな魚類相を有しています。
 平川沿川では頭首工や河川の横断工作物（堰）が各所にあります。上下流に魚類相の変化はなく、アユやウグイ類等の回遊魚が見られることから、河川内の魚類の生息・生育空間は継続的に連続性を持っていると考えられます。

<ヤマセミ>

- ・青森県：希少野生生物
- ・環境省：なし



<オオタカ>

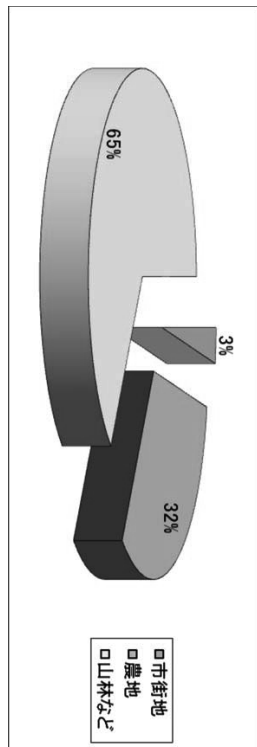
- ・青森県：重要希少野生生物
- ・環境省：準絶滅危惧（NT）



2.2.2 社会環境

(1) 土地利用

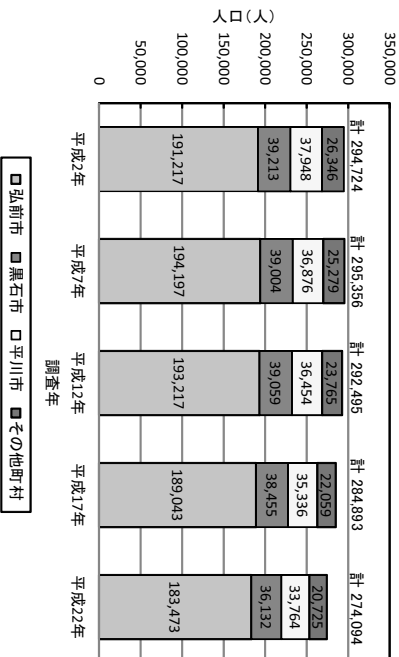
圏域内の現況土地利用は、山地等が約65%と最も多く、水田や畑地等の農地が約32%、宅地等の市街地が約3%となっています。



< 圏域の土地利用面積 >

(2) 人口

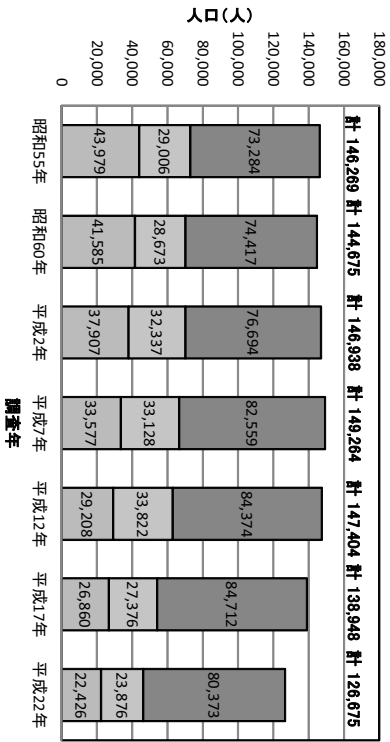
圏域内市町村の人口は、平成22年現在、6市町村合計で約27万4千人です。弘前市の人口は、約18万3千人で他市町村に比べて多く、関係6市町村の合計人口の約67%を占めています。
 人口の増減については、平成7年以来減少傾向が見られます。



圏域関連市町村の人口(国勢調査結果より)

(3) 産 業

関係市町村の就業者数は、平成22年現在、6市町村合計で約12万7千人であり、産業別では第1次産業約2万2千人(18%)、第2次産業約7万4千人(19%)、第3次産業約8万人(63%)です。
図中における就業者数の産業別構成比の推移は、昭和55年より各市町村ともに第1次産業の減少とこれに伴う第3次産業の増加が基調となっています。



圏域関連市町村の産業別就業者数(国勢調査結果より)

(4) 交 通

圏域内の道路としては、平川とほぼ平行する東北自動車道と国道7号が挙げられ、主要幹線となっています。その他の国道としては国道102号、国道394号、国道454号等が挙げられ、奥東の十和田方面に接続しています。
鉄道としては、平川と国道7号とほぼ平行にJR奥羽本線が通り、弘南鉄道大鰐線・弘南鉄道弘南線が通っています。
東北自動車道、国道7号、JR奥羽本線といった主要な路線が通る弘前圏域は、県内における交通の要衝となっています。

2.2.3 歴史・文化財など

弘前圏域は津軽平野の南端に位置し、中央から遠い土地条件、積雪寒冷地で気象条件にも恵まれない土地柄であったことから、古くから農業を主とした第一次産業を基盤として発展してきました。

特に、藩政期に入っからは城下町として栄えてきましたが、同時に津軽藩歴代藩主によって新田開発が強化に進められた他、明治以降はリンゴの産地として有名になりました。圏域内には以下の表に示すとおり、藩政時代や明治時代の史跡、建造物が数多く残されています。

Table with columns: 市町村 (Municipality), 重要文化財 (Important Cultural Property), 種別 (Category), 名称 (Name), 種別 (Type), 延 年 (Year). Lists various cultural properties in弘前市 such as 弘前五重塔, 長勝寺三門, 弘前藩主の御居る御殿, etc.

3. 圏域の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

3.1.1 主な洪水被害
戦後の代表洪水は昭和33年8月、昭和52年8月、昭和56年8月等であり、近年においても平成29年9月に洪水が発生し、流域に大きな被害をもたらしています。代表的な洪水被害状況は次のとおりです。

平川流域における水害履歴

発生年月日	原因	2日雨量		家屋被害		備考
		(mm)	(ha)	床上	床下	
昭和50年8月19日	豪雨及び強風時	195	2,107.2	3,037	4,515	49
昭和52年8月5日	豪雨	133	1,693.0	2,686	3,699	14
昭和56年8月22日	台風15号	198	189.3	60	189	0
平成29年9月11日	台風19号	102	280.4	12	69	0



<土淵川洪水写真(昭和50年8月洪水)>

3.1.2 治水の現状と課題

平川の河川改修は、戦後の昭和21年よりはじまり、県内でも早くから治水事業に着手しています。碓ヶ関地区については、昭和33年、昭和41年度に災害復旧助成事業を実施し、概成しています。

その後、昭和50年、昭和52年と相次いで大規模な水害に見舞われたことからこれを契機として、一定の計画規模に基づき河川改修事業が進みました。この間、流域上流部では、治水施設として遠部ダムが昭和51年度にさらに、平成6年度には久吉ダムが完成し、洪水調節の役割だけではなくかんがい用水、上水道、発電などの役割を持つ多目的ダムとして機能しています。

(1) 流下能力の不足

圏域内河川では、河川改修が行われた区間以外の治水安全度は未だ低い状況にあり、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生した場合は、甚大な被害が予想されます。このため、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても洪水被害の軽減に努めるため、治水対策を進める必要があります。また、県が管理する河川は、集中豪雨の影響を受けやすい中小河川が多いことから、森林・農地の保全等、関係機関と連携しながら流域における治水機能・保水機能の保全を図る必要があります。

(2) 堤防の質的強化

圏域内の各河川における堤防は、長い年月をかけて築造されたことから、築造の履歴や材料構成及び地盤の構造が必ずしも明確ではありません。また、過去に整備された堤防は必ずしも工学的に設計されたものではなく、場所によっては堤防の安全性が確保されていない場合があります。その一方で、堤防整備により、堤防背後地に人口や資産が集積している箇所もあり、堤防の安全性の確保がますます必要となっています。

このように堤防及び地盤の構造は様々な不確実性を有し、漏水や浸透に対して脆弱な部分もあることから、堤防が完成している箇所においても安全性の点検を行い、機能の維持及び安全性の確保を図るため、必要に応じて堤防の質的整備を実施していく必要があります。

(3) 内水対策

洪水による河川水位の上昇に伴い、河川に流入する水路等からの排水が行えなくなると結果生ずる氾濫を内水氾濫といえます。

このような内水被害が発生した場合、国、市町村等と連携しながら、適切に内水対策を実施していく必要があります。

(4) 河川の維持管理

河道内における土砂の堆積、樹木の繁茂により洪水時に水位が上昇する可能性があることから、適切な維持管理を行う必要があります。また、護岸等の河川管理施設について、適切に維持管理を行っていく必要があります。

(5) 危機管理対策

河川改修や土砂災害対策が進み被害を受ける頻度が減少している中で、地域住民の災害に対する危機意識が希薄化する傾向にあります。その一方、近年では短時間の集中豪雨や局所的豪雨の発生頻度が高くなっており、ますます洪水、土砂災害に対する備えが必要となってきています。このため、防災に関する情報の共有化等による防災意識の啓発や、国・県・市町村等が連携した危機管理対策を推進する必要があります。

3. 2 利水の現状と課題

3. 2. 1 水利用の現状

圏域内の河川流況は、平川の石川地点(A=283.7km²)において過去14年間(平成元年～平成14年)の平均過水流量は2.21m³/s、平均低水流量は8.85m³/sとなっています。

圏域内の利水状況は、かんがい用水がその大部分を占めています。平川筋(指定区間)においては、約4,300haの耕地を潤しており、最大約15m³/s取水が行われています。

また、岩木川水系の河川水は、弘前市をはじめとする圏域内の関係自治体への水道用水、工業用水として利用されています。

また、アユ、ヤマメ等を対象とした内水面漁業権が、岩木川、平川、浅瀬石川で設定されており、内水面漁業が営まれています。

3. 2. 2 水利用の課題

岩木川水系の水利用はかんがい用水が主体で、既往の主要過水は、ほぼ2年に1回程度の頻度で発生しており、土地改良区で番水制の実施、弘前市での給水制限や水質の悪化等の利水障害を起こしています。過水時には関係機関と調整し、適正な利水管理に努める必要があります。

なお、平川に流入する土淵川と腰巻川では夏季に流量が減少するため、安定した水量の確保が課題として挙げられます。

3. 3 河川環境の現状と課題

3. 3. 1 自然環境

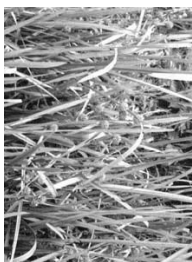
圏域上流域では、溪流沿いにはミズナラークラス域自然植生のサワグルミ林が帯状に分布しています。下流域の平地では、弘前市街地を中心として水田が広がり、これに続く緩やかな丘陵地では、果樹園(りんご)に利用されています。河道内にはヨシ群落やススキ、ヨモギ、ヤナギなどの河畔林が多く残り、群生しています。植物の貴重種として、ミクリヤノダイオウ等が挙げられます。

河川に生息する魚類は、貴重種としてスナヤツメ北方種やメダカ北日本集団等や、大和川に生息する透明鱗フナが挙げられます。その他、コイ、フナ、モツゴ等をはじめ、比較的流水を好むアユ、ウグイ、砂地を好むカマツカ、岩の間隙を住みかとするナマズなど、魚類の性質に適した環境の中でその多様さを反映し、豊かな魚類相を有しています。

この他、圏域においては、在来種以外にも、ほかの場所から持ち込まれ、住み着いてしまった外来種の動植物も生息しています。平成12年の調査では、外来種のフナツクハスが土淵川で確認されました。その後も生息域の拡大が予想され、これらの外来種の侵入により、在来種への影響が懸念されます。

<ミクリ>

- ・青森県：希少野生生物
- ・環境省：準絶滅危惧 (NT)



<透明鱗フナ>

- ・青森県：地域限定希少野生生物
- ・環境省：なし



<スナヤツメ北方種>

- ・青森県：重要希少野生生物
- ・環境省：絶滅危惧II類 (VU)



<メダカ北日本集団>

- ・青森県：重要希少野生生物
- ・環境省：絶滅危惧II類 (VU)



岩木川、平川、浅瀬石川をはじめ、圏域内の河川を生育・生息の場とする多様な生物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあります。以上の状況を踏まえ、これらの河川の多様な動植物の生息・生育の場を保全していくことが必要です。また、県では河川環境に関連する条例として「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しており、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態を維持されることを基本として、河川環境の保全に努めています。

3.3.2 水質

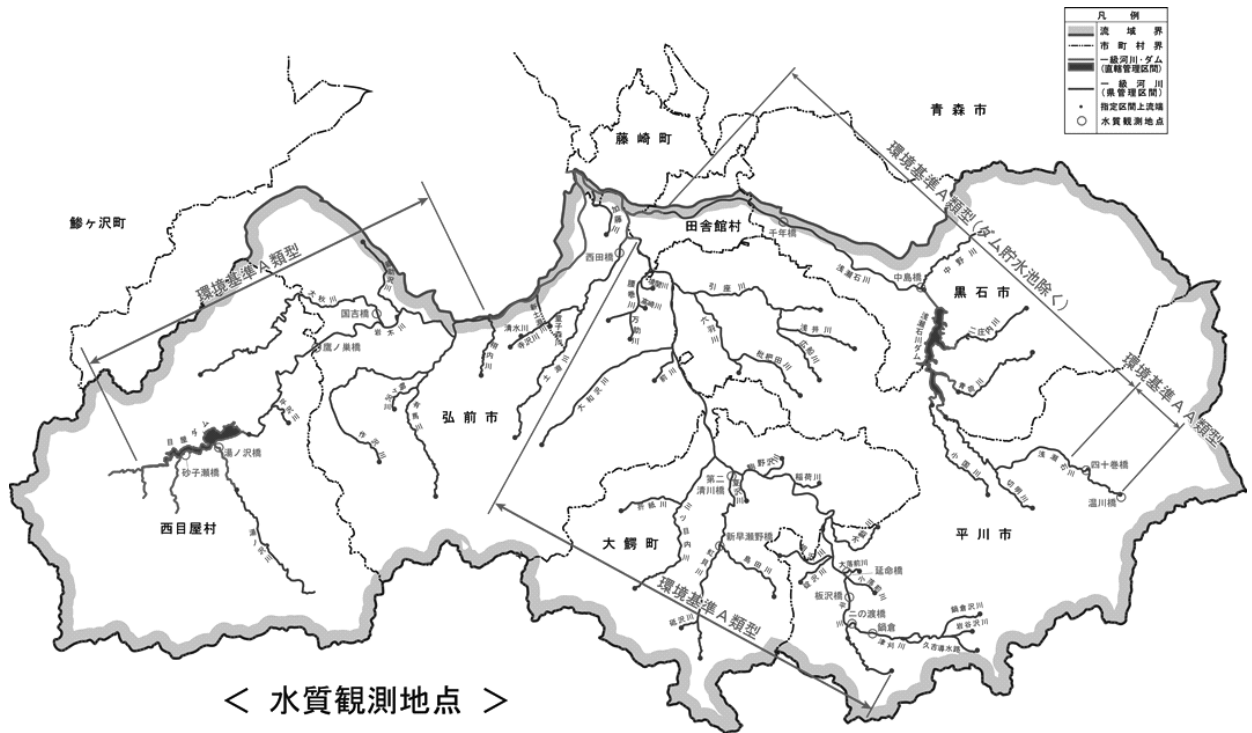
圏域内の河川水質について、環境基準による類型指定としては、岩木川、平川、浅瀬石川は基本的にA類型に指定されています。なお、浅瀬石川の上流域（四十巻橋）ではA A類型に指定されています。

圏域内の水質観測地点の河川水質は、岩木川、平川、浅瀬石川とも平成9年度以降概ねBOD75%値で2 mg/l以下で推移していることから（浅瀬石川の四十巻橋では1 mg/l以下）、環境基準を達成しています。よって、今後とも現状の水質を維持していくことが必要と考えられます。

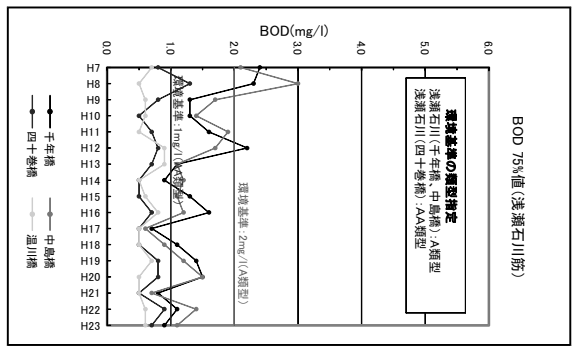
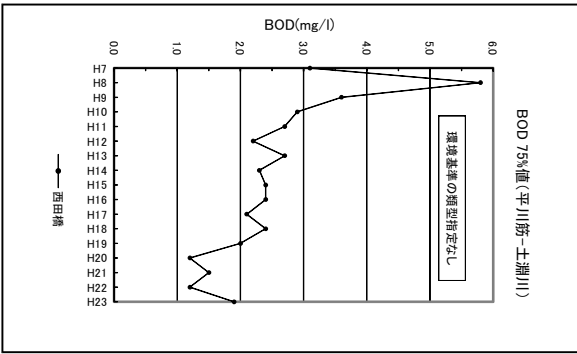
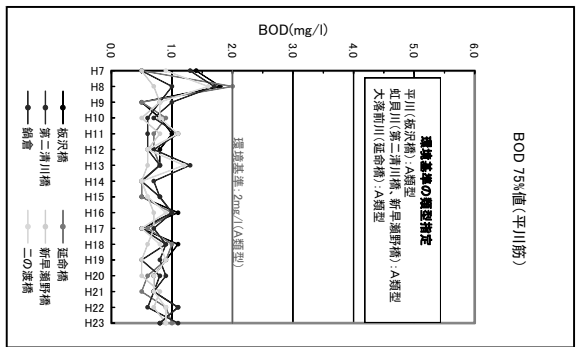
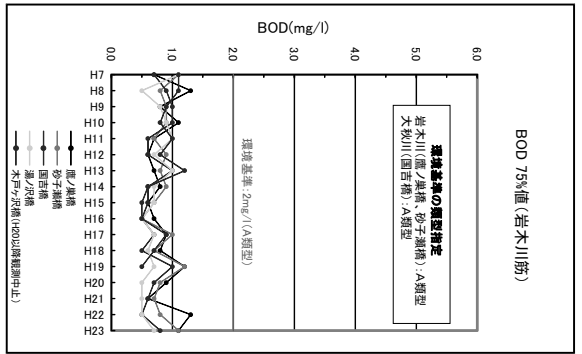
＜ 水質の指定状況及びBOD75%値(H23) ＞

河川名	観測地点名称	環境基準類型	達成期間※	BOD75%値
岩木川	鷹ノ巣橋	A	□	1.1 mg/l
	砂子瀬橋	A	□	1.1 mg/l
大秋川	国吉橋	A	▽	0.8 mg/l
木戸ヶ沢	木戸ヶ沢橋	—	—	観測中止
湯ノ沢川	湯ノ沢橋	—	—	0.7 mg/l
平川	板沢橋	A	□	0.8 mg/l
土淵川	西田橋	—	—	1.9 mg/l
	第二清川橋	A	▽	1.1 mg/l
虹貝川	新早瀬野橋	A	▽	0.9 mg/l
	延命橋	A	▽	1.0 mg/l
津刈川	二の渡橋	—	—	0.9 mg/l
	綱倉	—	—	0.8 mg/l
浅瀬石川	千年橋	A	□	0.9 mg/l
	中島橋	A	□	1.1 mg/l
温川沢	四十巻橋	A A	▽	0.7 mg/l
	温川橋	—	—	0.6 mg/l

※ ㊦：直ちに達成 / □：5年以内で可及的速やかに達成
 (昭和47年6月13日青森県告示第451号、平成8年2月21日青森県告示第106号)



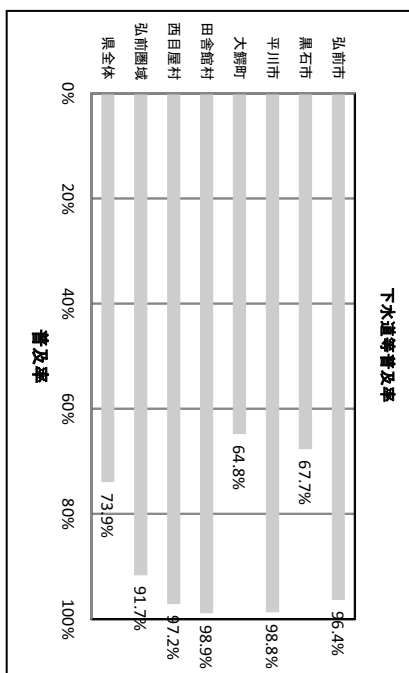
＜ 水質観測地点 ＞



水 質 の 経 年 変 化

水質については、水質観測を継続するとともに、環境基準を満たす区域では今後とも良好な水質の維持を目指していく必要があります。小河川で水質が悪い区域では、関係自治体をはじめ流域全体で改善対策等に取り組んでいく必要があります。

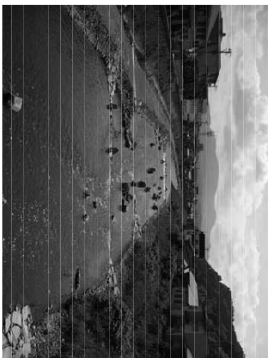
また、平成25年4月現在で青森県全体の下水道普及率は74%に付して、圏域関連市町村の平均普及率は約92%と高くなっています。ただ、一部市町では約65%～68%と県平均よりも低くなっています。



圏域関連市町村の下水道普及率(出典 H25.9 青森県資料)

3.3.3 景 観

河川景観として、下流域では「低地農村景観」が広がり、この中に弘前市などの「市街地景観」が斑状に分布し、そして低地より標高が高くなる順に「山麓果樹景観」、「低山景観」、「高山景観」に分かれています。上流域では大鰐町、平川市の谷底低地となり、「谷底平野農村景観」が河川沿いに分布しています。さらに、特徴的な河川景観として大鰐、碓ヶ関を代表とする温泉地が挙げられ、観光名所として河川の景観が活かされています。



温泉地(大鰐温泉；平川)



市街地景観(土淵川)

3.3.4 河川利用、地域との連携

河川沿川の空間利用として、河川の高水敷を利用した河川公園等があります。利用種別としては、野球やサッカーグラウンド、テニスコート、ゲートボール、親水広場等で関連市町村のイベント会場としても利用されています。

関連市町村では河川のイベントとして川を活用しています。主なイベントは、河川清掃が多数を占めますが、防災訓練や祭り等でも利用され、地域に密着した形で河川は利用されています。

このため、圏域内の地域連携・交流の促進、河川環境保全意識の高揚等を図るため、青森県では河川に関する情報の収集・提供、人材育成等の活動、河川環境整備といった地域づくり活動に取り組んでいます。

今後は、水辺の学習広場を活用し、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する必要があります。

河川清掃(弘前市)



鶴が夏祭り開催中の河川清掃

せせらぎウッチング(弘前市)



鶴がの水環境・せせらぎウッチング

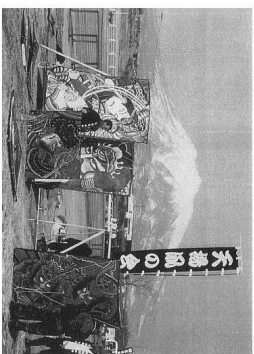
大鰐町の清掃



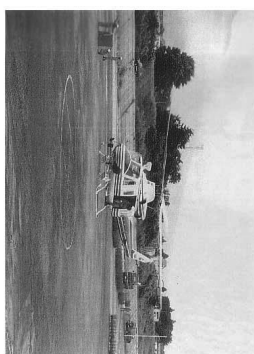
大鰐温泉サマーフェスティバル



凧上げ大会(平川市、旧平賀町)



防災訓練(平川市、旧平賀町)



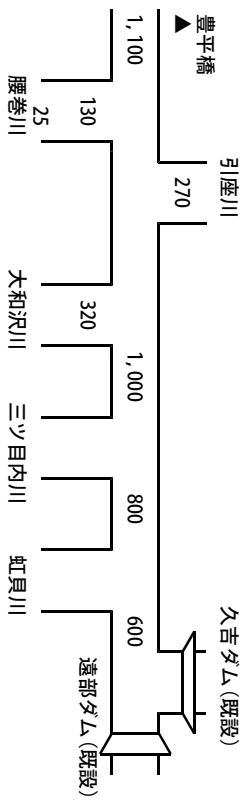
釣り、水遊び(平川市、旧平賀町)

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

整備計画においては河川整備基本方針に対する当面の目標を定め、段階的な河川整備を行うことにより、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生しても、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止及び軽減するとともに、水田等農地についても浸水被害の軽減に努めます。

平川においては、昭和56年8月に発生した洪水を安全に流下させるものとし、豊平橋において1,100 m^3/s を整備計画目標流量として設定します。



＜ 整備計画目標流量配分図 (m^3/s) ＞

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の適正な利用に関しては、限りある水資源の有効利用を図るため、水利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努めます。

動植物の生息・生育や良好な水質の確保など、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、平川の大罾地点において概ね1.6 m^3/s とします。

＜ 確保すべき流量 ＞

河川名	地点	確保する流量	期間
平川	大罾	約1.6 m^3/s	通年(1/1～12/31)

また、大罾地点における上記の流量を確保するために久吉ダムより、下記の流量を放流します。

＜ ダムからの放流量 ＞

ダム名	放流量	期間
久吉ダム(既設)	0.250 m^3/s	通年(1/1～12/31)

なお、他の支川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、河川流況及び水利用状況の把握を行い、動植物の生息・生育状況等について調査・検討を行い設定するものとします。

4.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

岩木川、平川、浅瀬石川をはじめ、圏域内の河川を生育・生息の場とする多様な生物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあります。河川の整備に際しては本来有している自然環境を尊重し、これらの河川の多様な動植物の生息・生育の場の保全、すみやかな回復を図ります。

また、外来生物法（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）の対象となる外来種については、必要に応じて関係行政機関等と連携を図り対応します。

(2) 水質の維持・改善

平川の河川水質は、平成7年以降環境基準のA類型の基準を満足しています。しかし、平川に流入する支川のなかには、BODの値が高いものもあります。健全な水循環系を構築するという観点から、国、市町村などの関係機関や流域住民との連携を図り、流域全体での水質改善意識の啓発など、河川や湖沼の水質の維持と改善を目指した取り組みを進めます。

(3) 良好な景観の維持

岩木川水系の流域は、山地から水田地帯までの豊かな自然を備えた水辺空間を有しているという特徴を踏まえ、このような景観を維持するよう努めます。

(4) 人と河川とのふれあいの場の確保

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、積極的に河川にふれあう場、環境学習ができる場となるよう、川づくりに努めます。

また、魚類等の生息環境の保全や、下流域に位置する岩木川や十三湖における現在の貴重な自然環境を保全するためには、その上流部の県管理区間における自然環境の保全が大切であることを認識しておく必要があります。

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的・種類及び施工の場所

並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の概要

5.1.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

① 堤防整備、河道掘削、護岸等

流下断面を拡大し、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に、下記の場所において、堤防整備、河道掘削、護岸等による河川改修を行います。

なお、護岸の設置については、河岸や堤防の欠損を防ぐために必要な範囲にのみ設置することとし、構造についても、早期に植生が回復するなど自然に配慮したタイプの護岸を採用します。

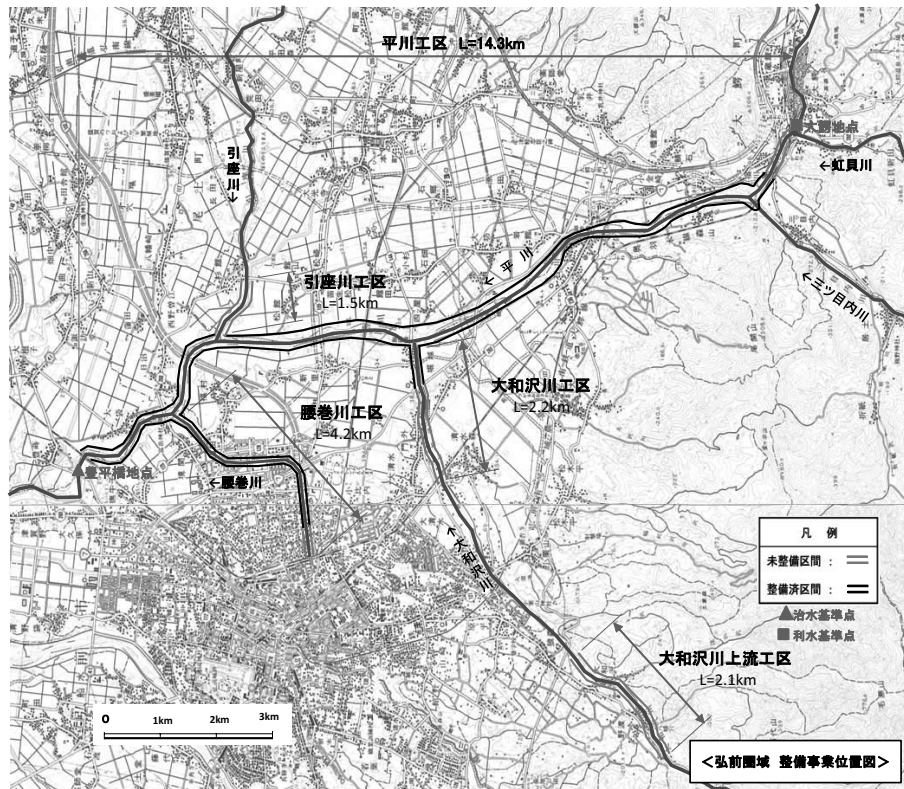
河川工事の施工の場所

河川名	施工延長 (km)	施工場所及び施工区間		施工内容
		下流端	上流端	
平川	14.30	JR奥羽線 平川第1鉄橋	虹貝川合流点	堤防整備、河道掘削、護岸
引座川	1.50	平川合流点	杉船橋	堤防整備、河道掘削、護岸
腰巻川	4.15	市道橋	JR奥羽線上流	堤防整備、河道掘削、護岸
大和沢川	2.2	平川合流点 新狼ノ森橋	千年橋 最上橋	堤防整備、河道掘削、護岸

② 堤防の質的整備

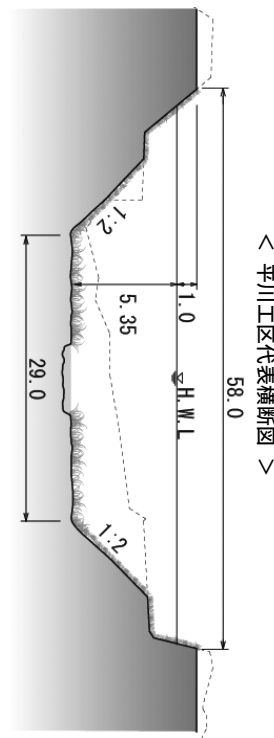
既存の堤防において、堤防の内部構造が不明確な場合もあり、構造物としての信頼性が必ずしも高くない場合があるため、これまでの高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、質的整備として浸透に対する安全性の点検を行い、安全性が確保されない堤防においては、強化対策を図り、質的量的ともにバランスのとれた堤防整備を推進します。

なお、具体的な整備区間については、堤防の詳細点検を実施した上で決定します。

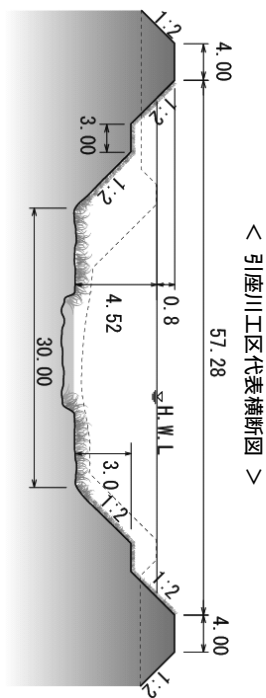


<この地図は、国土地理院発行2万5千分の1地形図（弘前・黒石）を使用したものである。>

(1) 平 川
 平川については、流下能力不足が生じている平川第1頭首工上流の13.8km地点から虹貝川合流点までの延長0.5km区間において河道掘削、護岸等を実施するとともに、堤防高が計画堤防高より低い一部区間について堤防整備を行います。

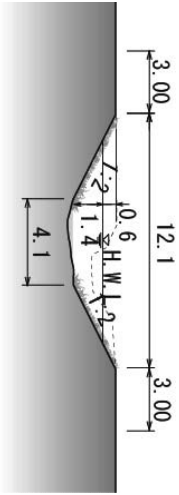


(2) 引 座 川
 引座川は、本川平川の水位に対して十分な高さを有していないため、平川合流点から杉峠橋上流の延長1.5km区間について堤防整備、河道掘削、護岸等を実施します。



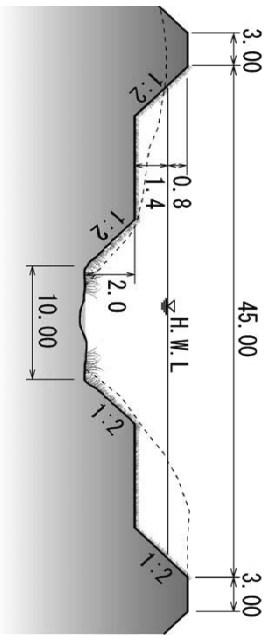
(3) 腰巻川
腰巻川は、下流部の平川合流点から延長3.5km区間については、区画整理と一体になった整備が完了しています。さらに上流側の延長0.6km区間について堤防整備、河道掘削、護岸等を実施します。

< 腰巻川工区代表横断面図 >

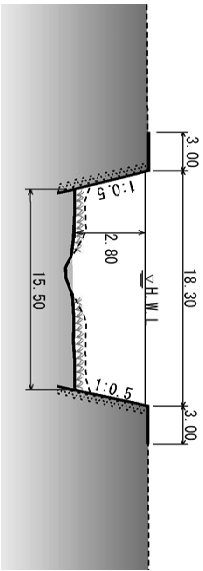


(4) 大和沢川
大和沢川は、平川合流点より国道7号堀越橋までの延長0.6km区間において、概ね改修済みとなっています。今後は、国道7号から上流の延長1.6km区間において堤防整備、河道掘削、護岸等を実施します。また、上流区間の新狼ノ森橋から最上橋までの延長2.1kmについては、下流部の整備状況を検討しつつ、河道掘削、護岸等を実施します。

< 大和沢川工区代表横断面図 >



< 大和沢川上流工区代表横断面図 >



5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

① 良好な河川環境の保全、創造

県では、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しており、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本とし、保全地域の指定、保全計画の策定を行った上で、本条例に基づき各種施策を推進します。

< 主な施策 >

○ 森と川と海の一体的な保全・創造を推進

郷土樹種の植栽、動植物の生息地等の保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保等を考慮した森と川と海の一体的な整備を推進します。

○ 啓 蒙

森と川と海のつながりや人の生活との関わりなどへの関心と理解を深めるため、学習の機会を提供を行います。

○ ふるさと環境守人 (もりと)

ふるさとの森と川と海の保全及び創造について理解と熱意がある方を「ふるさと環境守人」として委嘱し、巡視活動や啓発活動等を行って頂きます。

○ 民間団体等の自発的な活動の促進

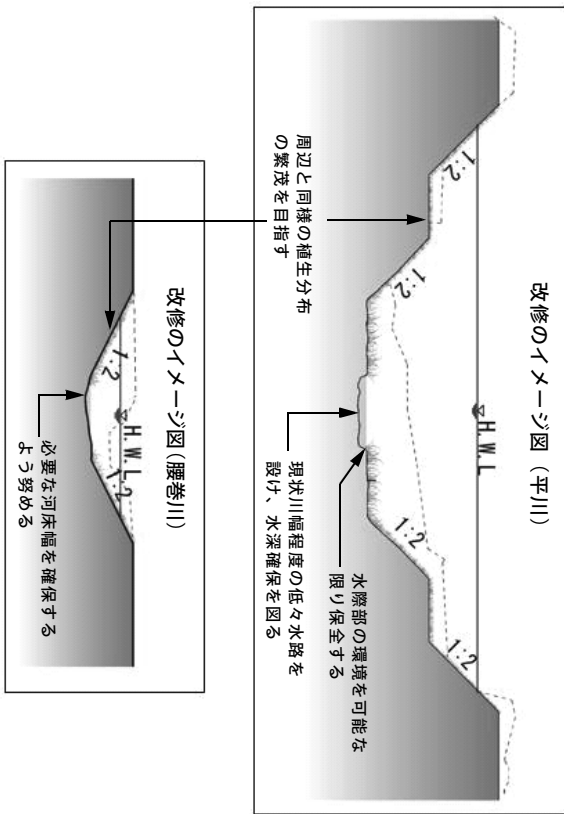
森や川や海における民間団体の活動や連携が促進されるように、ボランティア団体等の情報、交流の場の提供、川における環境教育に対する支援措置等を講じます。

②自然環境に配慮した事業の実施

河川工事の実施に際しては、動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮するとともに、河道内の植生が回復しやすいよう可能な限り土羽の断面とする他、魚類などの産卵場所となる水草が生息できるよう、自然の底質を維持します。また、動植物の生息に配慮して、現況の川幅程度の低々水路を設置します。

河川工事に伴い、既設の堰・頭首工を改築する必要が生じる場合は、魚類の遡上を妨げないため、魚道を設置します。

なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その施工時期・施工範囲に配慮します。



③水質の維持・改善

岩木川の水質は近年改善傾向にありますが、治水時には環境基準値を上回ることも想定されます。今後は、動植物の良好な生育・生息環境を保全するため、流域における下水道整備を含む生活排水対策等の関連事業や国、市町村等との連携・調整、住民との連携・協働により、水質改善の啓発を行い、水質負荷対策等の推進に努めます。

④景観

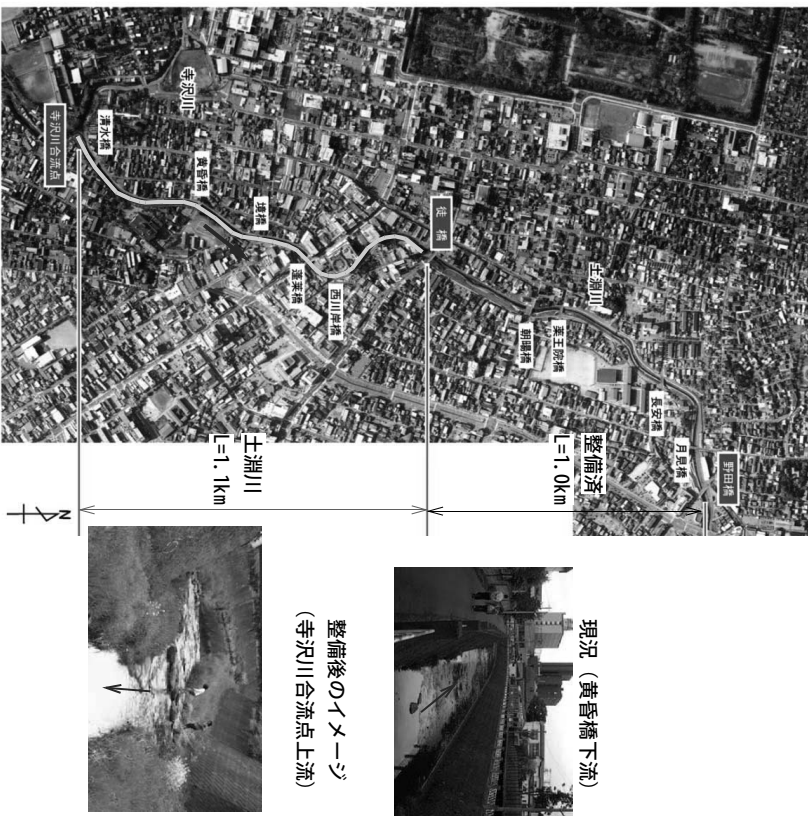
岩木山などと調和した景観の保全、沿川に存在する街並みや田園風景と調和した水辺空間を保全するため、河川工事による景観の改変を極力少なくするよう努めます。

⑤河川環境の回復とふれあいの場の確保

人々が川を身近に感じられる河川空間の整備は、高度な市街化や昭和時代の改修によって本来の自然環境や親水性が失われてしまった都市部で強く求められています。ここ弘前圏域においても、約400年の歴史を刻んだ城下町、弘前市の中心市街地を流れる土淵川では、治水に対する安全性は向上したものの、コンクリート護岸による画一的な河道によって親水性が失われてしまいました。

このような背景のもと、土淵川が本来持っていた河川環境の回復を目的とし、野田橋から徒橋までの1km区間において親水施設等の整備を行った結果、散策等の利用だけでなく、活発な河川愛護活動が行われるなど、昔と同様人々に親しまれ、愛される川として生まれ変わりました。

今後、徒橋から寺沢川合流点までの1.1km区間において、「弘前地区かわまちづくり」計画の策定者である弘前市と連携しながら、住民や観光客が歩いて楽しめる水辺空間の創出を目指し、河川管理者である青森県は、動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを実施し、河川環境の回復を図ります。



6. 住民参加と地域との連携による川づくり

6.1 地域との連携による川づくりの考え方

(1) 連携による川づくりの背景

川は古くから、漁業や舟運、水利用、行事など地域住民の生活と密着した場として存在してきました。社会の産業経済の発展や交通などの社会基盤整備の進捗・高速化に伴い、川を直接的に生活の糧とした産業や舟運などは衰退しつつある一方、川を持つ自然環境の保全や水質改善、川を利用したレジャーなどへの関心は高まりつつあります。地域の個性や活力、歴史・文化が実感できる川づくりのためには、河川管理者だけでなく、川を利用する地域住民が、継続的に川に関心をもち、主体的に参加することが望まれます。

また、洪水による氾濫に対しては、地域住民が主体的に水防活動を行ってきましたが、堤防やダムなどの整備による洪水被害の減少に伴い地域住民の防災意識の低下が懸念されます。異常洪水など施設整備の能力を上回る洪水に対処するためには河川管理者のみならず、地域住民が普段から防災意識を持つことが不可欠です。

岩木川水系では、洪水や濁水等による被害を軽減し、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図るとともに、自然豊かな環境を次世代に引き継ぐ川づくりを住民参加と地域との連携により進めて行きます。

「岩木川に関するアンケート調査(平成18年7月)」では、河川での住民活動に対して高い必要性を認識しているものの、現状は十分な住民活動が行われているとは言えない状況にあります。

このため、地域住民が参加・活動しやすい環境の整備や多くの機会をつくるための取り組みを進めていく必要があります。

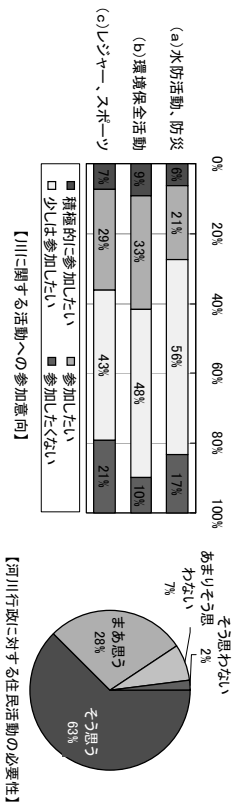


図6-1 岩木川に関するアンケート調査(平成18年7月)結果

(2) 岩木川水系における住民参加と地域連携の考え方

岩木川水系における住民参加と地域連携を図るためには、地域住民にとってより親しみやすい身近な川からの取り組みが重要であると考えます。地域住民が川づくりに参加しやすい身近な川での活動を基盤とし、それぞれが連携・協働しながら身近な川から地域の川として岩木川全体へと活動が広がることを目指していきます。

また、住民参加にあたっては地域住民が日頃関心を持っている自然環境や水質・レジャーなど身近で日常生活に関連したことから取り組んでいくことが必要です。このような取り組みを通じて河川に対する関心と意識を高めていくことで、洪水被害の防止や濁水対応など非日常的な事態に対処する住民活動の発展を目指していきます。

継続的かつ活発な地域住民の活動をサポートするため、国や関係市町村、関係機関などと連携し、施設の維持管理や各種情報の提供等を行っていきます。

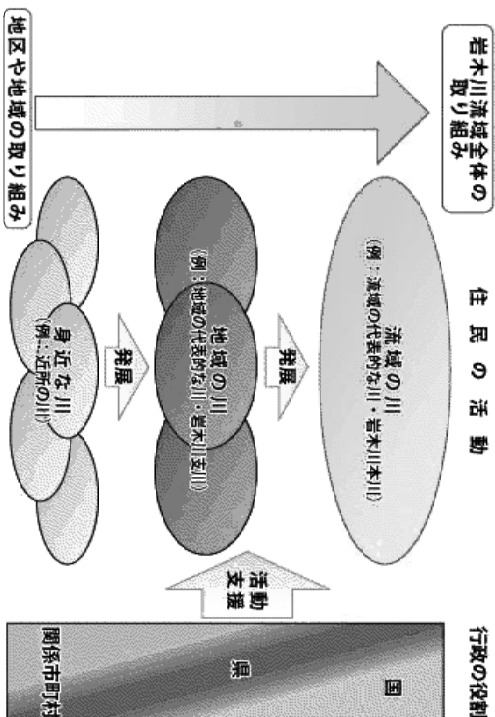


図 6-2 住民参加と地域連携概念図

(3) 住民参加と地域連携の進め方
 住民参加と地域連携を進めるために、計画(活動の目標設定)、実践、評価(モニタリング)、見直し(フォローアップ)を一連のサイクルとした活動プランを地域と連携して作成します。また、地域活動や行政活動の報告会などを実施し地域住民間や行政と地域間の情報交換を図る取り組みを行います。
 地域住民の持続的な活動を支援する体制として、国・県・市町村の行政間が連携し、活動の場や現状や評価などの必要な情報等の提供、広報などの活動支援を行います。

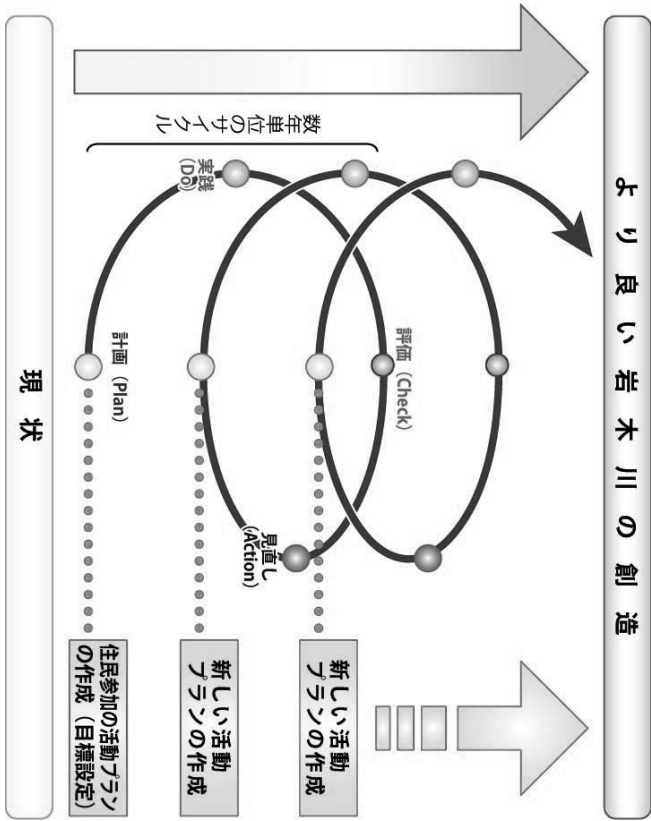


図6-3 住民参加と地域連携の進め方概念図

6.2 地域の参加と協働を実施する内容

(1) 自然環境に関する内容

① 水質の改善

岩木川流域の河川には水路の水、排水路等を通じて流入する生活排水、産業排水など様々な水が流れ込んできます。岩木川流域の河川の水質を改善していくためには流域全体での取り組みが必要です。そのため、河川管理者をはじめ下水道事業者などの関係機関や地域住民が連携した流域全体での活動につなげるための情報提供を実施します。

② 河川美化

河川が地域住民の共通財産であるという認識のもとに、河川について理解と関心を高め、良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進し、河川愛護について広く地域住民に周知を図る必要があります。

このため、河川愛護活動を行っている地域住民やボランティア団体等を支援する取り組みを引き続き実施し、住民参加による河川清掃や河川愛護活動の推進を図ります。

また、河川管理者は川を適切に維持するため、河川巡視や点検を行っていますが、果が管理する河川延長は長く、普段から川を利用している地域住民からの情報提供が不可欠です。今後ともゴミなどの不法投棄、河川の流水や施設に関する異常などについて、普段から川を利用している地域住民と連携した維持管理に努めます。

＜愛護活動状況(土淵川)＞ <河川愛護里親に認定された市民団体＞



(2) 河川利用に関する内容

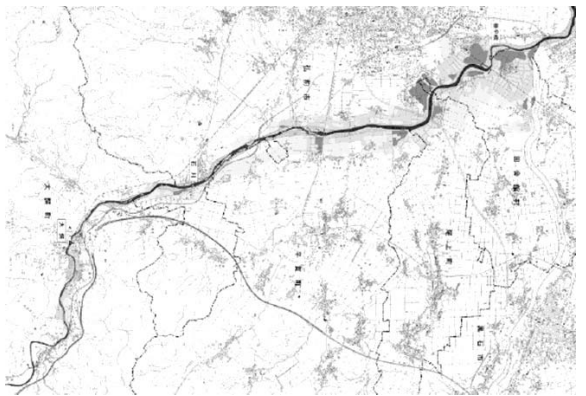
○河川とのふれあいの場の活用、管理

既に整備されている河川との触れ合いの場、スポーツ・レクリエーション施設等の利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等を行います。

(3) 地域と連携した防災対策に関する内容

河川の整備が途中段階で施設能力を上回る洪水に対しては、河川管理者だけの対応では不十分であり、関係市町村や水防団さらには地域住民と一体となった対応が必要です。また、洪水被害の減少に伴い、人々の洪水に対する危機意識の低下が進んでいると言われています。このような状況の下、災害被害を防止・軽減するためには、地域住民一人一人の防災意識の向上を図り、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行う必要があります。

このため、平時から地域住民に水防活動及び警戒・避難に関する防災情報の提供を行うとともに、市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる「浸水想定区域図」の作成を推進します。



平川浸水想定区域(H16,6公表)

6.3 地域との連携と参加を促進する取り組み

(1) 広報活動の推進

河川と生活の結びつきが希薄になった現在、まず川のことを知ってもらうことから始め、地域の川に対する関心を高めていく必要があります。

そのためには情報発信とともに広報活動の充実を図っていく必要があり、インターネットやパンフレット等を通して各種情報を提供するとともに、地域住民から河川に関する情報を提供して頂く、情報の双方向化を促進します。

(2) 学習・教育の場の提供

岩木川における住民参加や地域連携を深めるため、自然体験や水質調査など学校教育と連携した環境学習などの取り組みを行います。

また、岩木川をフィールドとした環境学習は、岩木川の流れが生み出した良好な河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次代に引き継ぐためにも重要です。

河川における安全で楽しい活動を普及させるためには、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身につけた指導者が必要であることから、指導者を育成するための取り組みを進めるほか、学校関係者、市町村との連携を積極的に進めます。

<水生生物調査による簡易な水質判定>



(大和沢川)



(大和沢川)

<川の体験を指導者講習会開催状況>



(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭